⑸　マッハ数が1,2以上の速度の状態を作ることができる風洞又は装置とともに使用するように設計したものであって、実時間で制御する装置、計測器又は自動的にデータを収集し、解析する装置
⑹　音響振動試験装置であって、次のアからウまでの全てに該当するもの又はその石英加熱器
ア　基準音圧を20マイクロパスカルとしたときの音圧が160デシベル以上のもの
イ　定格出力が４キロワット以上のもの
ウ　試験室の温度が1,000度を超えるもの
⑺　非破壊検査技術を用いてロケットモータを検査するための装置
⑻　よどみ点における温度が560度を超える流れの壁面摩擦を直接計測することができるように設計した変換器
⑼　ガスタービンエンジンの回転部分に用いられる部分品であって粉末冶金によって製造されるもののうち、600度以上の温度において極限引張強さの60パーセント以上の応力を加えた状態で使用することができるものを製造するための工具（型及び粉体を製造するためのものを除く。）
⑽　117に該当するものの製造装置
119　次のいずれかに該当する技術（プログラムを除く。）を内容とする情報が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体
⑴　ガスタービンエンジンの部分品であって、次のいずれかに該当するものの設計又は製造に係る技術
ア　燃焼器であって、次のいずれかに該当するものを有するもの
㋐　燃焼器出口温度が1,610度を超える燃焼器に使用することができるように設計された熱遮断ライナー
㋑　非金属ライナー
㋒　非金属シェル
㋓　燃焼器出口温度が1,610度を超える燃焼器に使用することができるように設計された冷却孔を有するライナー
イ　金属マトリックス複合材料又はセラミックマトリックス複合材料を原材料として製造されたもの
ウ　無冷却式のタービンブレード、ベーン又はチップシュラウドであって、1,100度以上のガス流路温度で使用するように設計されたもの
エ　冷却式のタービンブレード、ベーン又はチップシュラウドであって、1,420度以上のガス流路温度で使用するように設計されたもの
オ　固相接合法を用いてタービンブレードの翼部とディスク部を接合したもの
カ　拡散接合法を用いたもの
キ　損傷許容設計された回転部分品であって、粉末冶金材料を用いたもの
ク　中空のファンブレード
ケ　ステーター、ベーン、ブレード、チップシール、チップシュラウド、回転ブリング、回転ブリスク又はスプリッターダクトのいずれかであって、次の㋐から㋒までの全てに該当するもの
㋐　⑴イ、コ又はサに該当しないもの
㋑　圧縮機又はファンのために設計されたもの
㋒　135⑴から⑶までに該当する物質及び樹脂を原料として製造されたもの
コ　一方向性凝固又は単結晶の合金で鋳造されたガスタービンのブレード、ベーン又はチップシュラウドであって、1,000度の温度において単結晶に対し垂直方向に200メガパスカルの応力が発生する荷重を加えたときの応力破断時間が400時間以上のもの
サ　315度を超える温度で使用することができるように設計された有機複合材料を原料として製造されるもの
⑵　ガスタービンエンジンに用いられるフルオーソリティーデジタルエンジン制御システムの設計又は製造に係る技術のうち、次のいずれかに該当するもの（エンジン及び航空機の機体の統合に関する技術情報であって、一般の航空路線で使用するために１以上の国際連合加盟国の航空当局により公開を要請されるもの（据付マニュアル、作業指示書、持続耐空性に係る指示書を含む。）及びインターフェース機能（入出力処理、機体の推力又は軸出力要求を含む。）に係るものを除く。）
ア　エンジンの推力又は軸出力を制御するための機能をガスタービンエンジンの部分品に付与するための技術
イ　エンジンの推力又は軸出力を調整するために用いられるものであって、フルオーソリティーデジタルエンジン制御システムに特有の制御及び診断を行う技術
ウ　エンジンの推力又は軸出力を調整するために用いられる制御則アルゴリズム（ソースコードを含む。）に関する技術
⑶　ガスジェネレータータービン、ファンタービン、パワータービン若しくはプロペリングノズルに係るエンジンの安定性を維持するために設計した流路の形状を可変にするための装置の設計又は製造に係る技術であって、次のいずれかに該当するもの
ア　エンジンの安定性を維持する部分品の機能を発揮させるための設計に係る技術
イ　流路の形状を可変にするための装置のための部分品であって、エンジンの安定性を維持するものの設計又は製造に係る技術
ウ　流路の形状を可変にするための装置のための制御則アルゴリズム（ソースコードを含む。）であって、エンジンの安定性を維持するものの設計に係る技術
120　高速で積層造形を行う装置
121　航空機又は人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体に使用するように設計したシール、ガスケット、シーラント又は燃料貯蔵袋であって、フッ化ポリイミド又はフッ化ホスファゼンエラストマーの含有量が全重量の50パーセントを超えるもの
122　繊維を使用した成型品（半製品を含む。以下この号において同じ。）であって、次の⑴又は⑵に該当するもの（次の⑶又は⑷に該当するものを除く。）
⑴　135に該当する繊維又はプリプレグ若しくはプリフォームを使用した成型品であって、有機物をマトリックスとするもの
⑵　次のいずれかに該当する繊維を使用した成型品であって、金属又は炭素をマトリックスとするもの
ア　炭素繊維であって、次の㋐及び㋑に該当するもの
㋐　比弾性率が10,150,000メートルを超えるもの
㋑　比強度が177,000メートルを超えるもの
イ　70⑶に該当するもの
⑶　民生用に設計されたスポーツ用、自動車用、工作機械用及び医療用の成型品
⑷　民間航空機の補修のための成型品（炭素繊維にエポキシ樹脂を含浸したものに限る。）であって、次のすべてに該当するもの
ア　面積（最大投影面積をいう。）が１平方メートル以下のもの
イ　１辺の長さが2.5メートル以下のもの
ウ　幅が15ミリメートルを超えるもの
123　不溶性の芳香族ポリイミドの製品（フィルム、シート、テープ又はリボン状のものに限る。）であって、次のいずれかに該当するもの（銅で被覆又はラミネートされたもので、かつ、電子回路のプリント基板用のものを除く。）
⑴　厚さが0.254ミリメートルを超えるもの
⑵　炭素、黒鉛、金属又は磁性材料で被覆又はラミネートされたもの
124　122に該当するものの製造用又は検査用の装置であって、次のいずれかに該当するもの又はその附属品若しくは部分品（別表第４の17に該当するものを除く。）
⑴　フィラメントワインディング装置であって、繊維を位置決めし、包み作業及び巻き作業を行うもののうち、それらの作業を相関して制御することができる基本軸（サーボ制御によって動作するものに限る。）を３本以上有するもの